

様式第18号(第16条関係)

(表)

9センチメートル

| | |
|---|-------------------|
| 6 センチ メートル | 第 号 |
| | 身 分 証 明 書 |
| 写 真 | 所 属 職 名 氏 名 |
| 上記の者は、宇部市環境保全条例第66条第1項の規定により立入 検査等を行う職員であることを証明する。 | |
| 年 月 日発行 宇部市長 印 | |

(裏)

宇部市環境保全条例(抜すい)

(立入検査等)

第66条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、工場その他の場所に立ち入らせ、必要な帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対する指導若しくは指示を行わせることができる。

2 前項の規定による検査(以下「立入検査」という。)をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。